

黄震の広徳軍社会改革

——南宋社会制度の再検討——

戸 田 裕 司

【要約】 南宋社会制度についての従来の一般的イメージは、地主の鄉村支配・宋代鄉村の自律性といった文脈から形成されてきた。本稿は、公権力についての評価を考察の軸に加えることによって、南宋社会の新たな理解を試みたものである。一般に南宋社会は十全に機能していなかったばかりでなく、得てして倉職（社会管理人）の農民収奪の道具立てともなっていた。黄震の改革の事例を見たところ、当時の広徳軍でも社会は農民に圧迫を加えており、その主役は在地の有力者達であった。黄震の改革は、この状況に対する官の側からの規制の強化という基調が貫かれていた。この種の状況は南宋社会一般についても当てはまるものであり、寧ろ設立・運営を含めて、社会は置廃盛衰を州県官の意向に大きく左右されるものであった。総じて言えば、南宋社会制度は宋代鄉村の非自律性という文脈から捉え直されるべきであろう。

史林 七三卷一号 一九九〇年一月

一 問題設定

「災害によって生じる社会物質生活の破壊を防止あるいは救助するための一切の活動」^①である救荒が、全国的かつ継続的に維持されて来たことは、中国前近代史を特色づける歴史事象である。中でも時期を逐ってその規模と機構を充実させた倉儲（政策）^②の研究は、日本ともヨーロッパとも異なる中国社会の特質に即して歴史を構成して行くこととする時、少なからぬ示唆を与えてくれるのではないだろうか。

本稿で取り上げる南宋社会制度は、「朱子社会法」として我が国の中国研究・日本儒学研究の場で広く知られている。

しかし、敗戦前に発表された今堀誠二氏の論考^③以来、中国認識の変化に即した見直し作業が行われてこなかった。また、社会経済史（特に鄉村制研究）の文脈の中でまみ引き合いに出される割には、社会それ自体の検討はなされていない。敗戦後ではむしろ、中国哲学の分野で朱子（学）研究の一環として、ともすれば思弁的・観念的・「封建的」と見られがちな朱子（学）の「経世」の側面・社会政策的意義を顕彰するための例証として、幾つかの言及が見られる^④。

この様な状況の中で、中国史研究者の論説として最も人口に膾炙しているものは、柳田節子氏の「鄉村制の展開^⑤」に見られる理解であろう。文中、柳田氏は社会制度の性格を評して、社会は朱熹の「増損呂氏郷約」の思想に基づいて設立され、「貧民救済政策であると同時に、主戸・客戸・佃戸をつみ込んだ村落内の秩序維持を意図する鄉村組織の性格をあわせもち、都保制ともからみ合って実施された」ものであり、「社会の運営は豪民層の手にゆだねられ、その営利に独占的に利用されて、本来の意図からはずれた方向に進み、その効果は疑われているが、そのような民間の手によって運営されていること自体、地主層を中心にした鄉村の自律的性格を意味」するものであると指摘する。

一方、いまだにあらゆる面で宋代社会制度に関する学界の到達点を示す今堀氏の労作「宋代社会制批判」は、社会制度は「地方自治体による社が、資本主義的運用によって鄉村の常時賑貸を企図した制度」であり、その賑貸は「貧しい有産者の救済」を使命とし、「社会は平常時及非常時に於て、豪右の兼併から自作農を防衛し、その生活を維持せしめることを目的とするもの」である旨述べており、その社会的性格をめぐって柳田氏の所論と齟齬を来している。この齟齬は、端的に言えば、社会という場において公権力のベクトルを如何ほどに評価するか、という問題に総括し得るものと思われる。

試みに中国の研究者の論説を見ても、例えば王徳毅氏の『宋代灾荒的救済政策^⑥』では、朱熹の「社会事目」などの基本史料に準拠した形で、義倉と対比しつつ「社会は民間の好義の人士の発起により、民戸自身が経営したので、充分に自治精神が発揮できた。」などと述べるに止まっている。また梁庚堯氏も実証水準の高い、手堅い研究を提供してくれている

が、この点については明確な論及を読み取ることはできない。^⑦

この様に社倉の社会的位置づけ、換言すれば如何なる社会が社倉という場に反映されているかという課題については、史料の再検討も含めて更なる考察の余地が残されていると言えよう。

南宋社倉に関わる史料は、文集に散見される「社倉記」と嘗て今堀氏が駆使した『永樂大典』所収の地方志逸文の二種にほぼ限られる。しかもそこに見える個々の事例は、纏った論説の対象とするには、いづれも断片的に過ぎる嫌いがある。従って本稿では、南宋社倉制度の全体像を提示すべく努めつつも、細部に互る問題については唯一完結的な史料を見せてくれる広徳軍社倉改革の事例をもとに論じて行かざるを得ない。また、社倉運営をめぐる人々の行動の有様にも注意を払うことによって、近年一定の関心を集めている「在地の士大夫」など宋代農村社会の在地有力者（層）の問題^⑧についても、何らかの形で問題提起を試みることにしたい。南宋社倉の在り方をより全体的に捉らえ、制度研究により生産的な論旨を付与するためである。

- ① 鄧雲特氏『中国救荒史』（商務印書館、一九三五年）三頁。
- ② 徐建青氏「從倉儲看中国封建社会的積累及其对社会再生産的作用」『中国経済史研究』一九八七年第三期）は、倉儲（政策）の変容パターンを概観するのに便利である。
- ③ 「宋代社倉制批判」（国立北京師範大学『師大学刊』第一集、一九四二年）。
- ④ 代表的な業績として、楠本正繼氏『宋明時代儒学思想の研究』（広池学園出版部、一九六二年）、友枝龍太郎氏『朱子の思想形成』（春秋社、一九六九年、改訂版一九七九年）の二つをあげておく。
- ⑤ 『岩波講座 世界歴史』第九卷（一九七〇年）所収、後に柳田氏『宋元鄉村制の研究』（創文社、一九八六年）に再録。
- ⑥ 中国學術著作奨励委員会、一九七〇年。
- ⑦ 『南宋的農村経済』聯経出版事業公司、一九八四年。特に二七四～三〇〇頁参照。
- ⑧ 例えば、森田憲司氏「回顧と展望——一九八六年の歴史学界——」五代・宋・元」（『史学雑誌』第九六編第五号、一九八七年）でも注意が喚起されている。

二 南宋社會の實情

(1) 運用実態

淳熙八(一一八一)年、提舉兩浙東路常平茶塩公事を拜命した朱熹は孝宗皇帝に七つの建言を行った。この中で彼は建寧府崇安県での自己の経験から社倉の利益を述べ、これを全国に広めるべきことをもあわせて上言した^①。皇帝はこれに同意し、同年末に政府は朱熹の提案した社倉法を頒下した^②。これが所謂「朱子社倉法」である。

こうして制度化された社倉であるが、それが必ずしも十全に機能していなかったことは、既に紹介した今堀・柳田両氏の研究でも触れられているところである。にもかかわらず敗戦後になされた言及の中で、社倉制度の意義はなぜか極めて積極的に捉らえられている。しかし宋代人の発言の中に、例えば、

比年以来、社倉の米、貧民・下戸に貸されずして、土人・倉官乃ちこれを専らにして、以て謀利・豊殖の具と為すを得。貸す所の者は、その親戚に非ざれば、即ちその家の佃・火と付近の形勢・豪民の家なり。冬なれば則ち尽くは輸めず、その得て歛むべき者、又倉官の為に私有せらる。^③

という類の、極めて消極的な情況が示されていることは、今一度想起されて然るべきであろう。

長灘社倉(建寧府建陽縣長灘舖)は朱熹の社倉の直接の先達に当り、最も早い時期に設けられた社倉の一つである。その長灘社倉も設立者である魏揆之の死後は倉穀の管理が行き届かなくなり、また

官吏の来往、又時を以てせず、出内の際、陰に欺き頭かに奪い、弊有らざる無し。大抵の人の得る所、糶・糠半ばに居るも、而れども微うには精鑿を以てせしむ。^④

という有様であった。この建寧府は現在の福建省建陽地区にほぼ該当するが、後に黄榦は同じく建寧府の社倉について、数年以来、その事(社倉)を主る者、多くその人に非ず。故に郷里の大家は名字を詭立し、貸りて輸めざること、教十百石に至る有る

然るに細民の貸りし者は、則ち毫髪も敢えて負有らず。去る冬少しく歎し、趙公（福建安撫使趙汝愚）をして行部せしむ。豪猾詭名の徒、遁する所甚だ多ければ、以て償う無きを恐れ、遂に鼓鞀陳詞して、權に催を免れんことを乞う。趙公遂にその請に従い、而して細民の善良なる者も亦た觀望して輪めず。所在の社會、索然として一空たり。

と述べている。先に引いた長灘社會とは若干情況が異なるが、救済機能を果たし得ぬ事態に立ち至っている点は変わりがない。

魏掞之の生卒年次は共に不明であるが、長灘社會は范汝為の乱による建寧地区の治安の悪化を直接の契機として、紹興二二〇（一一五〇）年頃に創設された。その後、朱熹が掞之没後の長灘社會の立て直しをしたのが淳熙一三（一一八六）年までの数年である。にもかかわらず、長灘社會を含む建寧府の社會についての黄榦の如上の指摘は、紹熙元（一一九〇）年の情況に依拠したものであったという。とすれば建寧府の社會は、中途における朱熹の努力にもかかわらず、少なくとも四〇年前後の間は「郷里の大家」の侵漁を被るなどして、細民にとっては救済の用をなさない状態が続いていた、と見ざるを得ない。

他の地域に目を移してみると、例えば江南東路南康軍の社會についても、

但しこれを行うこと既に久しければ、弊無きこと能わず。倉官と為りし者、或いはその幹僕を私して、郷民に及ぼさず、或いは因循して侵耗し、虚数を以て交承し、元額を虧損す。

といった記述が見え、倉官による侵犯・漁奪を被っていた旨示されている。また荆湖南路潭州では、

毎歳出賃すれば則ち監倉・保司・胥吏は、斛を計りて錢を索め、收斂すれば則ち斛面を贏取して、私収・折納す。寺觀も亦た擾無きこと能わず。

と監倉に加えて、保司や胥吏までもが倉穀出納の際の私収・折納（横領）に関与していた様が見られる。また社會は常に独自の倉庫・屋舎を備えているとは限らず、既存の仏寺・道觀の建物を転用していたものも多かったが、この潭州ではその

施設提供者である寺觀さえ、この挙に荷担していたのである。

少し視角を異にする文言から見てみると、例えば陳淳祖は景定三（一二六九）年に、

独り浙西を環る一路のみ、能く是の法（朱子社會法）に効いてこれを行う者有る無きを恨む。僅かに長興邑中に見ゆるも、往往にして守者の為に浸漁せらる。豈にそれ先儒の存心愛物の義、田野に久しく蓋蔽無きを非とするを識ること有らざるや。州県の力贍らざるが故なり。然らざれば則ち民に長たる者知觀せず、將に徳を好む者鮮なくして、勸むると雖も或いは従わざるや。淳祖深切にこれに惑う。^⑭

と述べている。ここには社會の負の作用をめぐる問題が興味深く表現されている。社會侵漁という行為だけを切り取って論じれば、ここで問題となるのは湖州長興県だけである。しかし、ここで陳淳祖がとまどっているのは長興県の現状そのものではない。勿論それとて問題とされていないわけではないが、主たる論点とはされていない。彼は「民に長たる者」、つまり農村社會の指導的部分の社會——延いては社會保全——に対する無関心ふりにとまどっているとは言えまいか。彼の発想からすれば、この浙西の地に社會が普及せず、得てして侵漁を被っているのは「民に長たる者」の無関心と消極性とに大半の原因が帰せられているのである。

また林希逸は従来の南宋社會を総括的に回顧して次の様に述べる。

耿司農（耿壽昌）漢官に請いて、斂散を為す。故に常平と曰う。長孫度支（長孫正）隋民に請いて、自ら斂散せしむ。故に義倉と曰う。後人その意を失ない、皆これを公家に帰す。是に於いて致亭先生（朱慈）その初めに本づき、以てこれを復す。此れ社會の由りて作る所なり。その慮り甚だ遠く、恵みはそれ溥ねし。曾て未だ百年ならずして、此の法も亦た徹し、官吏に蠶せらるるに非ざれば、則ち豪家に蠶せられ、民これ仰ぎて自若たる無し。^⑮

陳淳祖のもの程の思い入れはないが、ここにも同様の構図が存在する。

当面引用して来た史料は、路分で言えば江西・福建・荆湖南・浙西の四つに限られる。しかし、これらの地域は南宋時

代に最も盛んに社會が設置された地域であり、ここまで述べて来た社會をめぐる恒常的な侵漁・侵犯という情況は、広く南宋社會一般が抱えていた問題であったと捉えて差し支えあるまい。^⑮

そしてこれらの行為の主体は、見て来たところからすれば、県官をはじめとする官の側というよりも、寧ろ在地で實際の社會の管理・運営に当たっていた倉職の側であったのではないだろうか。この侵漁等の主体の問題は南宋社會の性格づけにまで及ぶものが含まれている様に思われるので、この点を今暫らく掘り下げてみるとともに、彼らの社会的性格——階層的出自など——について検討して行くことにしたい。

(2) 倉職とその性格

後に言及する「更革社會公移」の中で、黄震は倉職たるべき人物は「物力高強にして、衆の推服する所のもの」である^⑯と述べている。この語句からはその具体像を窺い知ることは困難であるが、例えば、

紹定元（二二八）年、太守張塚、米一千石を置いて、立てて社會を為り、四郷（よんごう）の（よんごう）上戸（よんごう）に委ねてこれを主らしむ。^⑰

という記述は、倉職が「上戸」であったことを教えてくれる。宋朝政府は全国の主戸（土地所有戸）をその所有地面積の広い者から狭い者へ、第一等戸から第五等戸の五段階に分類し、徭役など公的負担の割当基準としていた——所謂「戸等制」——が、南宋時代にはしばしばこの内の第一・二等戸を括って「上戸」と称した。この史料の述べる南宋時代の広南西路では、上戸といってもさほどの資産家ではなかった様であるが、何れにせよ当地の第一級の資産家が倉職をつとめていたことは間違いない。

但し、上戸であるや否や、財産の多寡といった要件は、仮に文単位・步単位にまで詰めて行ったとしても、結局は富裕である旨力説することにしかならず、倉職とその社会的出自を明らかにすることにはなるまい。この点、次の二つの史料には興味ある記事が見られる。

○是の倉や、諸邑の里社に廻かれ、郷曲の士君子に主られ、斂散に経有り、維持に要有り。^①

○凡そ盟に与る者、穀は十斛を以て率と為さば、十人の聚むる所の穀は百斛なり。里の賢にして才有る者を択び、出納を司らしむ。^②

この二つの史料に見える「郷曲の士君子」、「里の賢にして才有る者」といった人々は、ほぼ間違いなく上戸であり、それ相応の資産家であろう。しかし、彼らが土倉の出納に与かるに足る人物と見做されるのは、寧ろその読書人としての性格によるものである。しかも彼らは「郷曲の」、「里の」つまり在地に居住する読書人なのである。また別の史料に、

夫れ天下の最も民に便ならざる者二あり。蠹を為すを敢てするに、黠吏有り。利を漁るに巧みなるに、豪民有り。今是の倉を置くや、これを土類に委ね、その出納を公にすれば、……^③

などに見える様に、胥吏や豪民とも區別された、別個の社会集団として認識された人々であった。また朱熹の次の発言は、彼らの社会的性格について更にもう一つのイメージを与えてくれる。

紹熙五（一一九四）年春、常州宜興の大夫高君商老、夷に始めてこれ（土倉）をその県の善季・開宝の諸郷に為る。凡そ倉を為る者十一にして、これを合わせるに米二千五百有余斛と為る。邑人の賢者の承議郎趙君善石・周君林、承直郎周君世徳以下二十有余人を択びて、以てこれを典司す。^④

つまり彼ら倉職の内、少なくとも主要な部分は「読書人」といった些か漠然とした立場だけではなく、承議郎（従七品）、承直郎（選人）という具体的な品階、官僚社会の中での然るべき位置を有する人々であったわけである。同じく朱熹は孝宗皇帝への上言で、

臣の居りし所の建寧府崇安県開耀郷は土倉一所を有す。昨乾道四年、郷民食に熾しみ、本府常平米六百石を給到せられ、臣と本郷の土居の朝奉郎劉如愚とに委ねて同共に賑貸し、冬に至りて元米を収到し、次年の夏の間、本府復び旧に依りて人戸に貸与し、冬の間、に納還せしむるに係る。……已に本府に申して照会し、将来前に依りて斂散し、更に息を取めず、每石只だ耗米三升を収むるのみ。臣と本郷の土居官及び士人数人と同共に掌管し、斂散の時に遇わば、即ちに府に申して県官一員を差わし、出納を監視するに係るも

のとす。^②

と述べている。これによると朱熹が崇安県で社會を行った際、彼とともに設立に当たったのは、「本郷の土居の朝奉郎劉如愚」であり、設立後に出納業務を担ったのも「本郷の土居官及び士人数人」であった。そして朱熹自身は、乾道四（一一六八）年の時点では枢密院編修官の待次差遣を有する寄居官であった。^③ 竺沙雅章氏は「土居官は郷官とも記され、その土地の事情にくわしく、住民の信望を集め、しかも行政能力をもつ彼等は、地方官にとっても頼りになる存在であったとみられる。」との指摘をしておられるが、社會運営の局面においても、官と在地との接点とも言うべき出納業務に従事するなど、その當為の役割を果たしていると言えよう。

本節で引用した史料の中で、土居官と同様に倉職として職務を担っている「士人」・「士類」などと呼ばれる人々がいる。彼らは官途を志しながらも科擧及第を果せず——あるいは「官途に志あり」と称しつつ——在地に滞留する無官読書人とされている。^④ 人数の上では、倉職の中では彼らの方が任官資格を持つ土居官よりも主力であった。

約言すれば、倉職はその県や郷の有数の資産家であり、一定以上の教養を備えた読書人であり、その内の主要な部分は土居官——時には寄居官——として現職官僚に次ぐ社会的地位を占める人々だったのである。

とすれば倉職は土居官・士人といった在地の指導的部分から出自しつつも、その同じ手で農民救済施設である社會を侵漁したり、社會によって農民を収奪していったことになる。今の段階ではにわかにこの問題に答えることはできないが、先ずは広徳軍の事例に即して考察を続けて行きたい。

① 『朱文公文集』卷一三、延和奏劄四

② 『宋史』卷三五〈孝宗三〉、淳熙八年二月甲子

③ 『宋会要輯稿』食貨〈義倉〉六二五〇表、嘉定七年三月九日臣僚言

④ 『朱文公文集』卷七九、建寧府建陽縣長灘社會記

以為謀利・豐殖之具。所貸者、非其親戚、即其家佃・火与附近形勢・豪民之家。冬則不尺輸、其可得而斂者、又為倉官私有。

其後元服（抜之の字）既没、官吏之職其事者、不能勤勞恭恪如元服之為。於是粟腐於倉、而民飢於室。或將斂之、則上下請賂為費已不

貨矣。官吏來往、又不以時、而出內之際、陰欺頭奪、無弊不有。大抵人之所得、糶・糠唐半、而償以精糶。

⑤ 『勉齋集』卷一八、建寧社倉利病

數年以來、主其事者、多非其人。故有鄉里大家詭立名字、貸而不輸、有至數十百石者。然細民之貸者、則毫髮不敢有負。去冬少歉、使趙公行部、豪猾詭名之徒、所逋甚多、恐無以償、遂敢率陳詞、乞權免催。趙公遂從其請、而細民善良者亦觀望而不輸矣。所在社倉、索然一空。

⑥ 『建炎以來繫年要錄』卷一六一、紹興二〇年九月丙申

⑦ 註④『長灘社倉記』の目付による。

⑧ 渡辺敏良氏「淳熙末年の建寧府——社倉米の昏頼と貸糧と——」(『中嶋敏先生古稀記念論集 下巻』同記念事業会、一九八一年)一九七〇九頁。なお渡辺氏は、この論考の中で「建寧社倉利病」全文に係る詳細な検討を行っている。

⑨ 『永樂大典』卷七五一〇所引、『南康志』

但行之既久、不能無弊。為倉官者、或私其幹僕、而不及鄉民、或因循侵耗、以虛數交承、虧損元額。

⑩ 同前所引、『潞江志』

每歲出貸則監倉・保司・胥吏、計斛索錢、收歛則贏取解面、私収・折納。寺觀亦不能無擾。

⑪ 一史料は掲げないが、潭州以外の社倉についてもしばしばは寺院使用の例が見える。例えば、竺沙雅章氏「中國仏教社会史研究」(同朋舎、一九八二年)一七六〇七頁は、福建について考察されている。なお社倉とは意味合いが異なるが、寺院が財物を預り、時に倉庫業の様なものを含むことは唐宋以来の伝統があるらしい。(日野開三郎氏「宋代の塌坊とその由来」『東洋史研究』第二七巻第一号、一九八六年 参照)

⑫ 『永樂大典』卷七五二三所引、『蘇州府志』宋陳淳祖「糶納倉記」

独根環浙西一路、無有能効是法行之者。僅見於長興邑中、往往為守者沒漁。豈其莫有識先儒存心愛物之義、非田野久無蓋藏、州界力不贍故也。不然則長民者不知視、將好德者鮮、雖勸或不從也。淳祖深切惑之。

⑬ (この文は現存の洪武『蘇州府志』には見えない。)

⑭ 『竹溪漁者十一策統集』卷一三、跋浙西提學司社倉規

然歛司農請於漢官、為歛故也。故曰常平。長孫度支請簡於民、自歛故也。故曰義倉。後人失其意、皆歸之公家。於是致亨先生本其初、以復之。此社倉所由作也。其慮甚遠、而惠其薄矣。曾未百年、此法亦歛、非蠲於官吏、則蠲於豪家、民之無仰自若也。

⑮ この四路に南宋全土の社倉の六割弱が存在した。(付表参照)

⑯ 王圻『統文獻通考』卷三一(市糶考)、糶に見える「潭祐」三年八月詔。申嚴郡國社倉科配之弊」といった記述も、ここまで述べて来た様な実態が広範に存在したことの一つの表われであろう。(『宋季三朝政要』卷二にもほぼ同文あり)

⑰ 見て来た様に、社倉の管理・運営の任に当る人々は、「倉官」、「監倉」などと呼ばれるが、以下本稿では広徳軍の用例である「倉職」の語を用いる。

⑱ 『黃氏日抄』卷七四

⑲ 『輿地紀勝』卷一三(広南西路)、横州、景物上、社倉

紹定元年、太守張垓、置米一千石、立為社倉、委四郷上戸主之。

⑳ 『宋会要輯稿』食貨(塩法九)二六一二六表、紹興八年二月四日 前知梧州鄭高言

廣西之民、尤為凍瘡。号称上戸者、家直纔數百千。一当此役(塩の運搬)、土田尽矣。

㉑ 『玉海』卷一八四、乾道社倉

是倉也、処於諸邑之里社、主於鄉曲之士君子、斂散有經、維持有要。
 ②① 『古今圖書集成』經濟彙編、食貨典卷一〇〇、澧州社倉規約序（方
 鎮）

凡与聞者、擬以十斛為率、十人所聚穀百斛、圻里之賢有才者、司出
 納焉。

②② 『翠齋集』卷一〇、洪都府社倉記

夫天下之最不便于民者二。敢于為盜、有黠吏焉。巧于漁利、有豪民
 焉。今置是倉也、委之士類、公其出納、……

②③ 『朱公文集』卷八〇、常州宜興縣社倉記

紹熙五年春、常州宜興大夫高君商老、突始為之於其里善拳・開宝諸
 鄉。凡為倉者十一、合之為米二千五百有餘斛。圻邑人之賢者承議郎

趙君善石・周君林、承直郎周君世德以下二十有餘人、典司之。

②④ 同前卷一三、延和奏劄四

三 黄震の改革

(1) 広徳軍社倉の来歴

黄震（宝祐三（一一五五）年の進士）撰『慈溪黄氏日抄分類』の宋代社会・経済史料としての価値は、夙に学界で評価され
 て来たところである。① 社倉制度についても卷七四の「更革社倉事宜申省状」、「更革社倉公移」（以下各々「申省状」、「公移」
 と略記する）に記された江南東路広徳軍（軍は州級行政単位）での社倉改革の事例は、史料的に最も注目すべきものの一つで
 ある。またこの史料は、「さして卓抜な見解が盛られているわけではないが、表面的にしる朱子法を神聖視絶対視した時
 代に於いて率直に所見を披瀝して」② おり、改革者という優れて批判的な視点からする宋代人の発言を見ることができると
 である。あるいは、さして卓抜な見解でないが故に、より南宋社倉一般に近い形で改革をめぐる課題を把握することができる
 きるとも言えよう。

臣所居建寧府崇安縣開耀鄉有社倉一所。係昨乾道四年、鄉民餓食、
 本府給到常平米六百石、委臣与本郷土居朝奉郎劉如愚同共賑貸、至
 冬收到元米、次年夏間、本府復令依旧貸与人戶、冬間納還。……已
 申本府照會、將來依前斂散、更不取息。每石只收耗米三升。係臣与
 本郷土居官及士人數人同共掌管、遇斂散時、即申府差臬官一員、監
 視出納。

②⑤ 朱熹の履歴については、衣川強氏「朱子小伝」(中)(下)（神戸商科大学

『人文論集』第一五卷第一号、同卷第二・三号、同卷第四号、一九七
 九（八〇年）を参照した。

②⑥ 「宋代官僚の寄居について」（『東洋史研究』第四一卷第一号、一九
 八二年）四七頁。

②⑦ 高橋芳郎氏「宋代の士人身分について」（『史林』第六九卷第三号、
 一九八六年、参照）。

先ず「申省状」冒頭部から広徳軍社倉の歩みを見ておこう。^③

嘉熙四（一二四〇）年 旱害・蝗害を契機に知軍康植が「朱子社倉法」に準拠して創設

景定二（一二六一）年 戸部の命令により機能停止

咸淳二（一二六六）年 知軍常楙が政府に復興を上申

同 三（一二六七）年 提挙常平陳某により復興

同 五（一二六九）年 通判黃震による改革

こうして見ると、広徳軍社倉は咸淳三年の復興後二年足らずで早くも抜本的改革が必要な状態に立ち至ったということになる。ではその当時の状況はどの様なものだったのであろうか。

(2) 改革直前の広徳軍社倉

黃震は「申省状」の中で先ず二つの包括的な問題点を指摘している。

一つは、広徳軍当局が自己の力量を越えた性急さで社倉の規模拡大を図って来たことである。早急に社倉の規模を拡大するには、社倉穀本を可能な限り多く、早く回転させなければならない。そのため本来自願を旨とすべき倉穀貸与が、得てして強制貸付の如き觀を呈するに至り、社倉設立の趣意である救民の理念に悖る事態（後述）も発生していた。^④ もう一つは、実際の社倉運営の任に当たった上戸の不正行為の問題である。社倉創設以前には、広徳軍の「巨室」は穀物貸与の際には倍称の利息を徴収していた。そこで康植は利率二〇%（正確には二三%）の社倉を設置することによって、事態を緩和しようとしたわけである。しかしその社倉の実務を担当した上戸こそ、嘗て倍称の利息を負っていた当の本人達であった。彼らは社倉運営の任に当たること、賑貸・救民の大義名分や実務を得、かえって相変わらずの「為富不仁之術」を振るう有様であった。^⑤

そして黄震の見解によれば、社倉の二つの弊害——貸与が民衆の自願によつていない事、「巨室」が運営を牛耳っている事——は、社倉（の規模拡大）が軍当局の意向に支えられた事業であり、民衆が訴え出ることができなかつたため、更に増幅されていたという^⑥。

しかしそうは言つても、

今衆額しやうがくの詞に即して、その当に革むべき弊を撫わん。^⑦

とある様に、実際にはこの「申省状」は相当数の訴え文を前提としている。但し、それらは直接に引用されているわけではなく、社倉の弊害・不正の実例として黄震の分類・整理を経た上で、極々かい摘んで提示されているだけである。とは言え、全般に実態史料が欠如している南宋社倉研究の材料として重要なものであることは確かである。暫らくこれを用いて広徳軍社倉が在地で惹起した社会問題を追つてみることにしたい。

朱熹の「社倉事目」によると、社倉穀を借用する際には逃亡戸の借穀や滞納などに対して「甲」による連帯責任の保証を必要としていたが、広徳軍では、

貸首の催足を抱うるが如きは、則ち旌孝一都の沈子亨らの称うる、逃亡せし五十三戸の積欠穀五千八百四十斤をば、尽く抑おさに代納せしめらるとの訴、葛下三都の潘四五らの称うる、祖父貸首に充てらるれば、子孫脱免するを得ず、甚しきは孤・寡も亦たこれを免るを得ずとの訴有り。此れ弊の革めざるべからざる者なり。^⑧

と見える様に、この甲の連帯責任制を盾に、「貸首」——一般に甲頭・社倉甲頭などと呼ばれるもの——に対して厳しい誅求がなされていたのである。また貸首ばかりでなく他の甲成員に対しても、

同甲の逃亡を抱うるが如きは、則ち永岳十八都の倪五四らの称うる、逃亡あらば並な甲内に填還を要められ、郷民枉たがさまに逼勒を被るとの訴、桐汭一都の曾千七らの称うる、逃戸の貸穀は穀をば倉より出さず、只だ倉に就きて息を展べ、息上に又息を生ぜしめ、展転して抑おさに陪ともわせしめらるとの訴有り。此れ弊の革めざるべからざる者なり。^⑨

といった事例がある。

社倉穀の出納に際しては県官がその場に立ち会うことになっており、またその際の胥吏などの出張手当では社倉の運営経費の範囲内で賄われることになっており、余分な出費はないことになっていた。だが実際には、

県官十月より二月に至るまで、月を逐つて約に照らして、下郷して倉に到るも、県官干繫を規避して武官に転改するが如きは、則ち清壇社の呉百七らの称うる、官員を供需すとの訴、延徳都の高大発らの称うる、轎番穀を取らるとの訴有り。又武上都の張公是らの称うる、見任官急ぎて司に回らんと欲し、只だ倉職の虚申一状を取るのみ、故に倉職錢に折かえて己に入るる有り、及び穀は倉に入らずとの訴も有り。此れ弊の革めざるべからざる者なり。^⑩

と見える様に、供需・轎番穀などの名目で農民に対して少なからぬ負担がかけられていた。また武上都の張公是の訴えによると、そもそもこの県官の下郷・立ち会い検査自体が社倉会計の公正化どころか、まま倉職による倉穀の横領・着服の契機となっていたことが看取される。

これら三つに分けて引用して来た文章は、いわば社倉穀の管理に係るものであるが、前章からの問題を承けてこの場面をめぐる人々の行動の在り方に注意を払っておきたい。旌孝一都や葛下三都の貸首(社倉甲頭)を誅求し、悩ませたのは誰か。永岳一八都や桐酒一都の農民に不当な利益を加えたのは誰か。清壇社や延徳都で「供需」を強い、「轎番穀」をせしめた県官であったのか、あるいは武上都でその県官の怠慢に乗じて奇貨を手にした倉職の様な人々であったのか。前章と関わり合せて見て、又これらの問題が概ね倉穀出納の場で発生していることから見て、倉職がその主体に擬せられるべきかと思われる。しかし暫らくはなおこの「申省状」に沿い、広徳軍の実情を跡づけることに努めてみることにする。

次いで「申省状」では、制度・設備の不備によって生じる弊害が述べられている。

広徳軍社倉は一郷一倉の割合で設置されていたが、黄震の見立てではこの程度の分布状況では倉穀の貸借に行くには遠く、折角借用した倉穀もその運搬の経費に消えて行ってしまう。また、

始め倉職の奸欺を為すを慮る。是に於いて諸ての倉は各おの一秤を定むるも、今や則ち出・入の各秤、高下守を異にし、その貸して穀を給するや、十に僅かに七・八を得るのみ。而れども斂むるや、反ってこれに倍す。故に出す所は以て陪納を了うるに足らず、又復びこれを私債に取るを訴うる者有り。

といった事態も存在した。社会の分布状況の評価の適否はさて措くとしても、秤の統一の問題については、先に県官の職務怠慢——「倉職のデタラメ書類を受け取るだけ……」など——に乗じて、倉職が私腹を肥やすといった実例を見たが、その倉職が計量の不正によって直接に農民からの収奪に手を染めていたことを窺わせる興味深い事例と言えよう。またこの統一した「秤」（と言っても升であろうが）がいつ定められたものかは判然としないが、もし康植による創設時（一二四〇年）のものでなければ、陳提挙による復興時（一二六七年）のものであり、広徳軍における社会制度の弛緩・空洞化の急速さに驚ろかねばなるまい。

社会穀の貸与・返納についても、最初は初春に貸与して秋に回収するペースであったが、逃亡戸の多いことを理由に貸与時期を収穫期の後にズレ込ませてしまった。これでは農民の年間生活サイクルと社会穀の新陳代謝とが噛み合わず、救民どころか単に農民の上前をハネるだけの役割しか果たすことができない^⑤。更に設立時には各郷——つまり社会一ヶ所毎に——五〇〇担であった社会穀本は、この間の利子収入で六・七倍に増大し、それにつれて農民への貸与額も増大して行き、彼らの負担は限界を迎えつつあった^⑥。

黄震が改革者の立場から課題に対応していることから、問題点がことさらに大きく取り上げられているであろうことは想像に難くないが、

是に於いて社会の一年、一年より富み、郷民の一年、一年より窮まるを訴うる者これ有り。社会本より民を利さんと欲するも、今や反りて民を害するに至るを訴うる者これ有り。^⑦

という様に、当時の広徳軍社会が極めて収奪装置的に機能していたことは確かであろう。換言すれば、黄震が改革者たら

ざるを得なかつた状況が当時の広徳軍には存在していたのである。

ここまでの事実認識を踏まえて黄震は改革の方向性を提案した。次に列挙する八項目がそれである。

- (a) 蓋し穀已に多し。必ずしも更に息を増すを求めず。
- (b) 弊已に極まれり。尽く倉官(倉職)に倚るを容さず。
- (c) 凡そ成熟に遇わば、並な与に貸に在らしむ。于を以て人戸の闕詞の請に従う。偶たま水旱に遇わば、息を減じて出貸す。于を以て永らく康知軍の救民の法を存せしむ。
- (d) 旧の倉職は並な与に改替す。
- (e) 旧来の州県官吏の倉の事に関わりし者有らば、並な干預を免す。
- (f) 別に近城の寄居に請いて局官に充つ。成熟の年分は、彼此相忘れしめ、惟だ水旱に遇わば、則ち本軍の徑やかなる請に従い、局官時に及んで下郷し、倉職の官秤に照らして公平に出貸するを監せしむ。
- (g) 並な人戸の情願を聴き、必ず数を尽くして少需(僅かしか需要のないところ)に均敷せざれ。
- (h) 秋成して穀を斂むれば、仍即(ただち)に封閉すること故の如くす。^⑩

ここで特に目を引くのは、既に注目して来た倉職に関する部分(b・d)と(f)の寄居官の任用の問題である。倉職については既に若干述べたところでもあり、更なる言及は後に譲ることにしたい。ここでは(f)の寄居官による倉職の監督の点に触れておくことにする。

この条項は一見通説の通り、在地社会への権限の移譲による自治・自律性の増大を示すかの様に解釈し得る。しかし、文章全体を見ればわかる様に、平年作以上の収穫を達成した年には社会には全く関与させず、水旱の年にだけ、しかも軍当局の要請に応えるという形で倉職の業務を監督するのであって、彼らが代弁するのは郷村の自治ではなく、軍当局の意向であろう。その意味ではこれは寧ろ、柳田氏の論考に端的に見える様な、社会を地主層なり、郷村社会なりの自律的性

格という脈絡で把握する発想に再考を求める史料と言えよう。ともあれ、この点も含めて黄震の施策の実際を見て行く中で検討を深めて行きたい。

(3) 改革とその意義

前節で検討した文書は「社会を更革するの事宜を省に申するの状」、つまり黄震が自己のプランを尚書省に上申したものであり、そこに見える一言一句が全くそのまま実施されたわけではない。本節の題目「改革とその意義」に即した考察のためには、改革の実施要項たる「更革社会公移」によるべきであろう。

「公移」は全体の二割強を占める前言部の後に、一八ヶ条（内容的には一五ヶ条）に互って各改革条項が列記されるといふ構成が採られている。但し、ここではその全てを逐一取り上げる余裕はないし、それをするに特に大きな意義も感じられないので、今堀氏の論考で取り上げられた、

- (a) 水田購入による利息の廃止
 - (b) 教官と寄居官による水田の共同管理
 - (c) 倉職の任用準則の改訂
 - (d) 出納業務の迅速化
 - (e) 社会穀の他費流用の取り締まり
- の五点^①について言及するのが適当と考える。
- (a) について「申省状」では、従来二〇%であった利率を一〇%に引き下げるべく提言するにとどまっているが、この「公移」では、

今上項の寄庫銭を將て近城に就きて水田を置買し、局官に委ねて歳ごとに租利を収め、九郷（広徳県）の社会の基本に扶助を為す。応

そ社倉の規約の内の元収の耗穀・支遣穀は、向後は並な収めし所の田租を將て代充し、人戸の一斤を貸りしものをして只だ一斤のみを斂めしめ、更には顆粒を増取せしめず。所有ゆる（問題の）近者省に申せし権に一分を収むるの説は、此の時未だ田を置くを議さざれば、此の項を開さざるを得ざるに拠るなり。

と修正され、広徳軍社倉では利息・手数料の類は一切廃止される事となった。そして私見によれば、この社倉付属田の問題と密接に関わるのが(b)の条項である。

一 契勘すらく、本軍嘉定年間（二〇八〜二四年）、真西山漕（輸運使）を將て荒を救うや、専ら本軍軍学の林教授に委ねて賑給す。

との前例に因んで、この社倉付属田の租利の管理に軍学教官を関与させることとしたのである。そもそも局官（寄居官）を置いて社倉の業務を取り扱わせるのは、「願って纔かに官司を経れば、輒ち吏卒の擾を免れず」、民の利便を損なうからであった。であるからと言って、社倉を局官だけに任せるのではなく、軍学教官に関与させる理由は何であろうか。先ずは黄震の言に耳を傾けてみたい。

蓋し学校は公議の自りて出する所なれば、郷曲の館事も頼りて以て不朽を維持すべし。今来社倉の田を置くや、関係尤も大なり。亦た例に照らして軍学に附庸せしむ。凡そ田租の簿籍は並な局官と教官と同一に僉するに係る。蓋し教官庁は官司と雖も、吏卒の擾す者無ければなり。

この黄震の所見は若干牽強附会の感を否めないが、社倉付属田が軍学に付置され、帳簿も教官と局官が共同で管理することになったことは確かである。但し、ここで同格・対等の複数者の合作を示す「共同」という言葉を用いることは、必ずしも適切ではないかも知れない。なぜなら、この条項は前引部に続いて次の様に結ばれているからである。

兼ねて或し緊事（災害・飢饉など）有るに遇わば、合しく本軍を経て教官に行移すべし。見任官を以てこれと同共に稟議せば、事も亦た達し易からん。その余の些少も局中に文移し、竟には県官等の処に牒して施行せよ。

前節にて「申省状」を検討して、社倉を郷村自治の文脈で捉らえる立場に疑問を提起しておいた。ここに引いた「公移」

の文章を見ると、局官は社会に対する監督権を全面委任されているわけではなく、教官に一一通報し、協議する様述べられていた。勿論これは災傷時に関する規定であるが、「その他のささいなことでも局（社会局）に申し送り、最終的には県官などのところへ通牒して執り行え。」といった表現から見ても、平時においても社会に対する県（あるいは軍）当局の権限は相当強かったものと見て良からう。また別の方向から考えれば、広徳軍社会は一郷一倉の割合で設置されたわけであるから、例えば広徳県には社会が九ヶ所存在していたことになる。一方、社会付属田六百畝は「軍学に附庸せしめられ」たわけであるから、その租利収入によって「九郷社会の基本に扶助を為す」に際して、租利収入の分配などをめぐって軍当局の調整機能はいやが上にも大きくならざるを得なかったのではないだろうか。この様に水田購入による利息の廃止、局官によるその管理という在地の自律性に依拠しようとするかに見える施策も、軍当局の機能と影響力の相対的強化を結果し、更には軍学教官との「共同」管理化という手続きを装置することによって、公権力の縦糸の貫通したまさに社会制度のための施策となるのである。

次いで(c)の点について言及するのは、「公移」第一〇・一一番目の条項である。その内前者は「申省状」該当部分の内容を敷衍しているに過ぎないので、ここでは後者の記事を見て行くことにする。

結論的に言えば、この条項の言わんとするところは現在（一二六九年頃）までに既に倉職に任用されたことのある者でも、再び倉職に充てても構わないということである。その理由は、

倉職向より以て難しと為す者、官司と事を共にすればなり。今や官本より田を置きし後なれば、倉穀は皆是れ民穀にして、貸教止だ干担を管するのみ。事有らば直ちに郷局に達し、並びに向來の繁難無し。^②

つまり局官が置かれたことなどにより、倉職が直接官吏と応対する機会がなくなった——あるいは少なくともなくなったこと、また、取り扱う社会穀が全て民間に来源するものであることが明らかで、数量的にも限られているため、以前あった様な「繁難」はなくなったというわけである。その「繁難」とは、「申省状」の改革方案(c)の中で倉職の問題とともに州県の

関係官吏の社倉への干与を絶つことが提案されていたこともあわせて考えれば、〃お上の權威を傘に着た〃という類の官吏による倉職への不当な誅求などであったものと思われる。そして今や官吏との間に局官という中間項・媒介者が設定されたのであるから、倉職の任に就くことを忌避しなければならぬ理由はなくなった、というのが黄震の論理である。

ここまでの倉職をめぐる黄震の発言は、州県官吏と倉職との個別的な利害関係を局官という媒介者を投入することによって清算し、より直截的・公式的な形で社倉運営のスタッフを把握しようとする官の意図の表われと見ることができよう。これは「申省状」で提案されていた段階から一貫した黄震の問題関心であった。

(d)の出納業務の迅速化については、この様な条項が設けられる前提として社倉穀の返納に來た郷民が一〇日間も順番・手続き待ちを強いられるという状況があったことが指摘され、その上で黄震はその解決の方策を次の様に説いている。

今や既に常貸常斂せず、穀の貸斂に遇うは、又是れ水旱の年分にして、患難相郵れむべきの時なり。況んや貸す所は止だ千担のみ。機察に諳いて先に倉に下りて分撥せるところを点数し、倉官(倉職)の数を過ぎて秤出を為さしむべからず。既に息を出さしめざれば、衷私弊を作すを恐れ、尤も当に防閑すべし。貸せば則ち隨到隨給し、斂むれば則ち隨到隨交せよ。三日に一次び斂めし数を申し、六日に一次び機察に請いて、交盤し版に入れよ。斂足を俟ちて後に盤入せんとて、以て人戸を櫛闔(引き留め)すべからず。

しかし、これは単に民の利便を計るためだけの施策ではない。実際のところ、この条項は倉職の社倉穀着服の取り締まり(防閑)に主たる関心が注がれている。着服等を防ぐために出納を迅速化するのであり、それを守らせるために三日に一度の報告等を義務づけているのである。農民を社倉の近辺——つまり倉職の近辺——に長く引き留めさせないことは、汚職の契機を絶つ措置としても有効であったであろう。付属田を設置したとは言え、利息を全廃した広徳軍社倉を維持するためには、社倉穀着服の防止・取り締まりは切実な課題であったろうし、農民からの個別的収奪の予防は、広徳軍社倉改革の意義・正当性を印象づけるためにも必須の措置だったのであろう。

さて最後の(e)についてであるが、社倉に限らず備荒倉儲が他の経費の補填に流用されることはかなり一般的な出来事で

あった。この広徳軍社倉も例外たり得ず、「公移」にもこのために特に一条が立てられている。その初めの部分では、康植の創設時、社倉穀本は酒息錢、（おそらく没官された）李盈なるものの家業、荒政局の余剰米から醸出されていた——つまり官米であった。しかし、改革後は社倉穀は全て農民から納められた利息に入れ換っている——つまり全て民間に由来する穀本なのであるから、官司がこれに干与することはできない筈である、との基本認識が表明されている。そして終わりに、

或し向後の人吏に此の説（社倉穀を他の経費に充てる旨の意見）を以て官司の聴を鼓惑する者有らば、請うらくは局官郷曲の大義を以てこれを白いわんことを。当職先に仍りて与なに一面に省に申して照会せん。^⑧

と述べている。この他費移用を禁じた条項は、ここまで触れて来た四つの条項と若干様相を異にする。胥吏の言動に対して、局官が「郷曲の大義」を主張する様期待が表明されている点など特にそうである。一般に儒教の社会観では、修身・齊家・治国・平天下^⑨ という図式に見える様に、郷村レベルの秩序保全に関する理念が欠落していると言われるが、その点からも黄震のこの発想は注目に値しよう。ただし政策実践の上では、彼も「申省状」の改革方案(f)やこの「公移」で検討した社倉付属田の共同管理の問題に見られる様に、「郷曲の大義」に大きな期待を寄せない方向性を選択せざるを得なかったところに、この発想の実社会からの孤立性——萌芽性と評する人もいるかも知れない——が窺えよう。

これまでの「公移」の分析・検討からは、広徳軍社倉改革は倉職に対する軍当局の側の影響力の拡大という基調で行われたものであったと言えよう。勿論「公移」は——そして「申省状」も——高名な学者官僚であった黄震が、為政者の言葉で書き綴ったものであり、決してそのまま鵜呑みにするわけには行かない。しかし述べて来た広徳軍社倉改革、あるいは南宋社倉制度の実態についての如上の枠組みについては認めて行かざるを得ないだろう。

① 例えば周藤吉之氏の紹介に係る巻七八の「勸農文」（撫州）など。

② 今堀氏「宋代社倉制批判」（前掲）五五頁。

③ 「申省状」六一（四庫全書珍本二集に準拠）

④ 照対、本軍昨因嘉熙庚子之歉、康知軍初劄朱文公法、擬置社倉

貸秋歛、以惠百姓。景定二年、曾準戸部權留、不貸不斂者五年。至咸淳二年、常知軍慮歲久穀壞、始申朝省、再行貸斂、且与免息一年。咸淳三年、陳提舉行部、知社倉法壞日久、專委兩通判任責、而知軍時提其綱。

(* 印は、原「十」に作るが、『永樂大典』卷七五一〇に従って「年」に改める)

康知軍、常知軍については、王禕『王忠文公集』卷一七の義烏先達小伝の康植の伝、『宋史』卷四二二の常楙の伝など参照。

④ 「申省状」六 b 八

文公以五夫一区之地、而得建寧大府六百斛之粟。故不必取息增多、但使願者出息十二、備耗而已。康知軍以小畧荒歲一時之力、而欲広為千里將來無窮之惠、故志在日久增多、必使尽數均貸。且令計息未足、臬官不許批書。於是奉行者不待其願貸、類追迫而使之貸矣。是寤於力不迫、未能尽如文公善後之計者一也。

⑤ 「申省状」七 a 六

文公与劉君如愚自相率、而救其鄉之人、初不係官府之徧率使然之罪。故不至於出納輕重。康知軍正因巨室倍称取息之虐、遂易以社倉十分取二之派。及其所使主倉之上戸、即前日倍称取息之旧人。為善不出於本心、臨財寧免於故態。於是陽借貸斂濟人之權、陰肆為富不仁之術矣。是局於勢之難行、不得尽如文公善後之計者二也。

⑥ 「申省状」七 b 四

惟其力之不迫而志在増數、故借貸多不出於小民情願。惟其勢之不行而權寄非人、故操制反折、而屈巨室之不仁。以巨室不仁、迫小民之不願、又庄以官司之勢、而塞其赴願之門。此初意雖本於文公之社倉、而流弊幾類於荆公之青苗、勢有必然、事無足怪。

⑦ 「申省状」八 a 四

今即衆頌之詞、而撫其當革之弊。

⑧ 『朱文公文集』卷九九、社倉事目に所取の請米状式を参照。

⑨ 「申省状」八 a 五

如貸首抱催足、則有旌孝一部沈子享等称、逃亡五十三戸積欠穀五千八百四十斤、尽抑令代納之訴、葛下三部潘四五等称、祖父充貸首、子孫不得脱免、甚至孤・寡亦不得免焉之訴。此弊之不可不革者也。

⑩ 「申省状」八 b 一

如同甲抱逃亡、則有永岳十八都倪五四等称、逃亡並要甲内填還、鄉民任被逼勒之訴、桐酒一都曾千七等称、逃亡貸穀、穀不出倉、只就倉展息、息上又生息、展賑抑陪之訴。此弊之不可不革者也。

⑪ 『朱文公文集』卷九九、社倉事目の第二條目及び第六條目を参照。

⑫ 同じく社倉事目の第九條目を参照。

⑬ 「申省状」八 b 四

如臬官自十月至二月、逐月照約、下鄉到倉、臬官規避干喫、而賑改武官、則有清豐社吳百七等称、供需官員之訴、延德都高大翁等称、被取贖番穀之訴。又有武上都張公是等称、見任官急欲回司、只取倉職虛申一状、故倉職有折錢入己、及穀不入倉之訴。此弊之不可不革者也。

⑭ 「申省状」九 a 四

始慮倉職之為奸欺。於是諸倉各定一秤、今則出・入各秤、高下異守、其貸而給穀也、十僅得七八。而斂也、反倍之。故所出不足以陪納、又復取之私債者。

⑮ 「申省状」九 a 七

始慮旧穀之易沒、東作之無助。於是方春即貸、而斂以秋。今則逃亡既衆、隄防過密。其貸多得秋熟、特一時藉以規取贏余。甚至殺貴羅錢、待秋熟而後低價折付、反隨即取其陪稱之穀。故有訴破家蕩產、子孫受害、只得逃移以避社倉之苦者。

⑯ 「申省状」九 b 四

其始設本每鄉僅五百担。今積其利息、固已近六七倍、而支費耗折之數不預焉。窮鄉何以堪此歲增之息。於是訴社倉一年富於一年、鄉民一年窮於一年者有之。訴社倉本欲利民、今反至於害民者有之。
前註参照。

①⑧ 「申省狀」一〇b八

(a) 蓋設已多矣。不必更求增息。(b) 弊已極矣。不容尺倚倉官。(c) 凡遇成熟、並与在貸。予以從人戸閩詞之請。偶遇水旱、減息出貸。(d) 永存康知軍救民之法。(e) 旧倉職並与改替。(f) 旧來州縣官吏有閩倉事者、並免干預。(g) 別請近城寄居充局官。成熟年分、彼此相忘、惟遇水旱、則從本軍徑請、局官及時下鄉、監倉職照官秤公平出貸。(h) 並聽人戸借願、不必盡數均敷少需。(i) 秋成斂穀、仍即封閉如故。此其更革大綱也。

①⑨ 「宋代社倉制批判」(前掲) 五五、五七頁。

②⑩ 「申省狀」一一a八

旧規取息并支遣耗折、共取二分二厘。今共止量取一分。

②⑪ 「公移」一三b八

今將上項寄庫錢、就近城置買水田、委局官歲收租利、為扶助九鄉社倉之基本。応社倉規約内元取耗米・支遣穀、向後並將所取田租代充、使人戸貸一斤只斂一斤、更不增收顆粒。所有近者申省權取一分之說、緣此時未議置田、不得不開此項。

因みに、この社倉付属田の広さは六〇〇畝であった。『宋史』卷四三八、黄震。

②⑫ 広徳軍は広徳・建平の二県から成るが、この「公移」は広徳県に於いてのみ施行されたものである。但し、建平についても「候到陸統施行」とあるので、特別な場合を除いて広徳軍全体に係るものと見做しておく。(「公移」最終案項(一八b八))

②⑬ 「公移」一五b六

契勘、本軍嘉定年間、真西山將漕漕荒、專委本軍軍学林教授賑給。この間の経緯は光緒『広徳州志』卷三一「官績」の林庠の伝に詳しく、因みにそれによると、この事件は嘉定八(一二二五)年の出来事である。

②⑭ 「公移」一五b六

願纒経官司、輒不免吏卒之擾。此所当防耳。

②⑮ 「公移」一六a二

蓋学校公議所自出、鄉曲館事可頼以維持不朽。今來社倉置田、閩係尤大。亦照例附庸軍学。凡田租簿籍並係局官与教官同簽。蓋教官序雖官司、而無吏卒之擾者也。

②⑯ 「公移」一六a五

兼或遇有緊事、合經本軍行移教官、以見任官与之同共稟議、事亦易達。其余些少文移局中、竟牒県官等處施行。

②⑰ 「申省狀」一一b四

②⑱ 「公移」一七a一

倉職向以為難者、与官司共事耳。今官本置田之後、倉穀皆是民穀、貸斂止管干担。有事直達郷局、並無向來繁雜。

②⑲ 「公移」一七b三

今既不常貸常斂、穀遇貸斂、又是水旱年分、患難相卹之時。况所貸止干担。請機察先次下倉点数分撥、不可為倉官過數秤出。既不出息、恐衷私作弊、尤当防閑。貸則隨到隨給、斂則隨到隨交。三日一次申斂數、六日一次請機察、交盤入廩。不可俟斂足而後盤入、以稽閑人戸。

ここに見える機察とは、「機察倉官」(嘉定『建康志』卷二三「城闕志四 諸倉」平糴倉、「舩面機察官」(洪武『蘇州府志』卷三五「人物名臣」虞舜)などと同様に穀倉の出納監督に差わされた官であろう。但し、中村治兵衛氏「宋代広徳軍祠山廟の牛祭について」(『史淵』第

一〇九輯、一九七二年）は『黄氏日抄』卷七四「申諸司乞禁社会状」に見える機察を、「祭りに集ってくる商人から税乃至一種の賦課金を徴収する」一種の衙役か、あるいは警跡人とされているが、本条に關しては右の様に解する方が適切かと考える。

⑪ 「公移」一八a五

四 南宋社會の性格

(1) 社會における公權力の比重

広徳軍の事例、更には先に南宋社會一般の実情を通して見た南宋社會のイメージは、従来の所論で想定されているそれとは若干かけ離れたものとなった。本章では、ここまでのところで得られた知見を他の幾つかの興味ある史料とも併せて整理して行きたい。取り敢えず本稿の初めに指摘した公權力をめぐる論点から取り上げてみたい。

管見の限り、現在史料的にその存在を確認できる南宋社會は七二例である。これを資金來源別に見ると、官米（錢）三二例（四四％）、私財二五例（三五％）、不明一六例（二二％）である。官米の割合が存外に多いことに気付く——不明分を捨象すると五六％——が、無論これだけで「公權力の比重」を云々するわけには行かない。そこで一般論としてより自律性が強いものと予想され得る私財設立の社會を例に、暫らく検討を加えて行くことにする。

浙東婺州の金華縣社會は、その一例である。当地の社會の設立を發意したのは、かの呂祖謙の父大器であった。彼は崇安に退休中の朱熹を訪問した時、その社會の説を聞き、

嗚然として嘆じて曰く、此れ『周官』ノ委積の法、隋唐ノ義廩の制なり。然して子の穀これを有司に取る。而れども諸公の賢たるものには遑うこと易からず。吾まさに歸りて諸の郷人・土友を屬めて、相い互に糾合してこれを經營し、閭里をして賑恤の備有らしめ、公家をして齎合の費無からしめん。⑫

康知軍立社會、初係本官自趨到酒息及李盈家業并荒政局剩米。即不曾得寔名官物創置。況今日更軍之後、諸倉所存、全是息穀。又是係百姓已物、於官司尤無相干。……或向後人吏有以此說惑官司之聽者、請局官以鄉曲大義白之。當職仍先与一面申省照會。

南宋時代社倉一覽(稿)

井	路	州	県	創設年次	創設者	*	出典史料		
1	福建	建寧	建陽	1150頃	「皇之名士魏元履」	1	A 79 長灘社倉記		
2				1184	提挙常平→土居官	1	同上		
3				1184	候官知県	1	A 79 大関社倉記		
4								B 『朱子語統録』	
5				崇安	1168	知県	1	A 77 五夫社倉記	
6			1171 ?		土居官		B 『建陽崇安県志』		
7					安撫司	1	嘉慶『崇安県志』 3 倉		
8						提挙常平	1	同上	
9				建安	1194	「係上司行下置立」		B 『建安志』	
10			1197		知県	1	B 『建安志』		
11				松溪	1196			B 『松溪志』	
12					浦城	1235		B 『浦城県志』	
13				甌寧				B 『甌寧県志』	
14					光沢	1193 ?	知県→土居官	1	A 80 光沢県社倉記
15	浙東	紹興	興化		知県	1	C 88 陳曾二君生祠		
16				莆田		土居官	2	A 79 金華県社倉記	
17			金華	東陽			1	D 75 太常博士李君墓誌銘	
18				会稽	1196 ?	「郷官」	1	嘉泰『会稽志』 13 社倉	
19				山陰	1196	提挙常平	1	同上	
20				平陽	1208	知県	1	E	
21				台州	-1182-	司戸參軍	2	A 99 勅立社倉榜	
22					黄岩	1249	知県	3	F 黄岩県社倉記
23					1259		2	F 義荘田跋	
24					1260—64	知州		『宋史』 425 趙景緯	
25		慶元	昌国	1185	県令	2	大徳『昌国図志』 2 社倉		
26		衢州	竜游	-1182-	土居官	2	A 99 勅立社倉榜		
27	浙西					1	G		
28		嘉興	嘉興	-1182-	主簿	2	A 99 勅立社倉榜		
29			長興	-1262-			H		
30		常州	宜興	1194	知県	1	A 80 宜興県社倉記		
31		鎮江	金壇		2	I 10 回知遂寧李侍郎(徳)			
32		信州	上饒			『宋史』 413 趙必愿			
33	淮西	廬州		-1259-			H		
34			黄州	黄冈		知県	1	C 165 劉涿菴誌銘	
35		蕪州	広济	1214	知県	3	洪武『蘇州府志』 35 麋溲		
36	江東	太平			提挙常平	1	『宋史』 436 李道伝		
37						知州	1	J 96 知吉州陳公行状	
38						「郷民」	2	同上	
39				広徳		1240	知軍	1	J 74 更革社倉事宜申省状
40					寧国				『宋史』 436 李道伝
41				饒州	余干	1135	転運司→知県	1	B 『番陽志』
42			1194		知県	1	B 『番陽志』		
43		南康	建昌		土居官	2	I 22 南康胡氏社倉記		
44					1215	知軍	1	B 『南康志』	
45	江西				転運司幹弁公事	1	『宋史』 430 李燾		

井	路	州	県	創設年次	創設者	*	出典史料
46		臨江	清江		土居官	1	『宋史』430 張洽
47			新喻			2	『須溪集』3 社倉記 (※)
48		袁州	萍鄉	1174—89	知県	1	B 『宜春志』
49				1189	知県, 士人	2	同上
50		隆興			転運使, 通判	1	K
51			武寧	1255		2	L
52		建昌	南城	1194	士人	2	A 80 南城呉氏社倉記
53		撫州	金溪	1188		2	M 36 年譜 淳熙11年
54				-1271-	士人	2	J 87 金溪李氏社倉記
55			宜黄	1228—33		2	N 36 跋曹唐弼通濟倉記
56			新豊	1265—74		2	J 91 跋新豊饒省元義貸倉
57			臨川	1271		2	J 87 金溪李氏社倉記
58		吉州				2	O
59		南安		1263	知軍	1	B 『南安郡志』
60		筠州	新昌		知州		B 『瑞陽志』
61	京西	光化	光化	-1217-		1	『宋史』413 趙必愿
62	湖南	潭州		1195	長沙知県	1	N 10 奏置十二県社倉状
63		澧州				2	P
64		常德	武陵	1207	知府	1	B 『武陵図経』
65		武岡		1227	知軍	3	B 『都梁志』
66		郴州					Q
67	潼川	瀘州		1232	知州		『宋史』437 魏了翁
68		合州	巴川			2	R
69	成都	簡州				2	D 69 許奕神道碑
70	広東	康州		-1259-			H
71	広西	横州		1228	知州	1	『輿地紀勝』113 横州景物
72	?						M 8 与陳教授書

(1) 本表は、今堀誠二「宋代社倉制批判」(北京師範大学『師大季刊』第1集, 1942年)および梁庚堯『南宋の農村経済』(聯経出版事業公司, 台北, 1984年)282—290頁所載の表を修訂・補足して作成した。

(2) アステリスク・マーク(*)の欄は、社倉設立の資金来源を示す。1は官米(銭), 2は私財(一個人/複数), 3は官私共立。

(3) 創設年次の表示で、例えば“-1271-”とあるものは正確な創設年次は不明であるが、少なくとも1271年当時には存在が確認し得ることを意味する。

(4) 出典史料の欄で用いた略号は、各々以下の史料を指す。

- A 朱熹『朱文公文集』 四部叢刊初編
- B 『永樂大典』(中華書局景印本)7510
- C 劉克莊『後村先生大全集』 四部叢刊初編
- D 魏了翁『鶴山先生大全集』 四部叢刊初編
- E 楊簡『慈湖遺書』(四明叢書第四集)2「永嘉平陽均院記」
- F 光緒『黄岩県志』6 版籍志, 倉儲篇
- G 林希逸『竹溪鬳齋十一稿集』(四庫全書珍本二集)13「跋浙西提學司社倉規」
- H 『永樂大典』7513「縉納倉」陳淳祖「縉納倉記」
- I 劉季『漫塘文集』 嘉業堂叢書
- J 黃震『黄氏日抄』 四庫全書珍本二集
- K 袁燾『黎齋集』(聚珍版叢書)10「洪都府社倉記」
- L 姚勉『雪坡舍人集』(豫章叢書)36「武寧田氏希賢莊記」
- M 陸九淵『象山先生全集』 四部叢刊初編
- N 真德秀『西山先生真文忠公文集』 四部叢刊初編
- O 文天祥『文山先生全集』(四部叢刊初編)10「葉校勘社倉記」
- P 『古今圖書集成』(鼎文書局景印本)經濟彙編・食貨典100「澧州社倉規約序(万鈔)」
- Q 葉適『水心文集』(四部叢刊初編)23「故大理正知袁州羅公墓誌銘」
- R 楊慎『全蜀秋文志』(嘉霜22年重刊本)34下「巴川社倉記(度正)」
- ※ #47『須溪集』(劉辰翁) 四庫全書珍本四集

との決意を述べるが、呂大器は三年足らずの内に死んでしまい、社倉の件も一旦立ち消えになった。彼の遺志は門人の潘叔度が継ぐことになる。

是の時伯恭（呂祖謙）の父の門人潘君叔度その事（社倉設立の趣旨）に感して、深く意うこと有り。且つ念うにその家先の大夫の時より、已に賑恤に務め、施子を楽しみ、歳ごとに金帛を捐すること計うるに勝えず。而して独り聞を此れにのみ及ばざるや。是に於いて慨然としてその大人に白いて、家殺五百斛なる者を出し、これ（社倉）を金華県婺女郷安期里の四十有一都に為る。歛散時を以てし、規画詳かに備われば、一都の人これを頼りとす。^③

具体的な運営の実態が見えないのが残念であるが、この事例からは呂大器とその門人潘叔度とが、極めて自覚的に在地社会の安定に寄与した様を読み取ることが出来る。但し、他の史料では相当様子が異なる。金華県の事例と同じく『朱文公文集』から拾ってみると、「勸立社倉榜」には次の様に見える。（へ）内は夾註）

当司恭しく聖旨を奉りて、社倉を建立し、已に印榜を行し、遍く管内の州県に下して勸諭す。尋で紹興府会稽県郷官・新嘉興主簿諸葛修職（名は千能）の状に、官米を請いて、倉を置きて給貸せんことを乞うに抛りて、而して致政（たいたく）の張承務（名は宗文）、新台州司戸王迪功（名は若水）、衢州龍游県袁承節（名は起予）等、又各おの自家（おの）の米穀を出して、倉を置きて給貸せんことを乞う。当司契勸すらく、前件の官員の心惻怛に存し、恵みは郷閭に及べり。力を出し財を輸るは嘉尚するに足るもの有り。^④

ここに在地社会の指導者としての自覚の下に、率先して救荒・救民の課題に当たる自立の姿勢を読み取ることには無理があろう。もとより諸葛千能の社倉は官米設立の事例であるが、私財を醸出した他の張宗文・王若水・袁起予の三人も、「当司」（提拏浙東常平茶塩公事・朱熹）の印榜、あるいは諸葛千能の官設社倉の申請に追隨する形で米穀の醸出に踏み切っているのである。張宗文ら三人の顔も矢張り、下↓在地社会ではなく、上↑官（この場合は浙東提拏）を向いているのである。またこの文書自体が「社倉を立つるを勸むるの榜」であるから、あるいは諸葛千能だけでなく、四つの事例全体が、一つの呼び水として管下の士人・資産家へと示されたものと見ることもまた説得的であろう。どちらにせよ、浙東における

る社倉の設立状況が官主導の形勢にあったことは十分に推定可能であろう。

『宜春志』逸文は社倉荒廢の有様の一端を垣間見せてくれる数少ない史料であるが、そこにも類似の構図が見える。

淳熙十六(一一八九)年、続いて九倉を置く。梟側の横頭倉は宣世頭等の米二百碩、神田倉は朱応辰等の米百碩、慮溪倉は黃庶等の米三百五十碩、宣風倉は孔晦等の米一百九十五碩、大安倉は吳衛等の米百碩、石塘倉は賀応叔の米三百石、南金場倉は黎頭祖等の米百三十一碩、西北耀村倉は李如堦等の米百一十碩、上粟倉は柳承節岩の米百碩なり。凡そ九倉、梟尉潘友文、倉台の命を奉りて、士民に勸諭し、自ら本米を出さしむるなり。各おの倉庾を建て、一方甚だ以て利と為す。自後上粟・大安里・耀村の三倉は皆廢れて久し。宣風・慮溪・石塘の三倉は紀綱廢弛し、今も未だその責に任ずるもの有らず。^⑤

これら九つの社倉^⑥は全て私財で設立されている事は間違いないが、であるからと言って一概に宣世頭ら出資者の自律性を認めるわけには行かない。彼らを社倉設立に踏み切らせたのは倉台(江西提舉茶塩常平等司)の意を体する梟尉の潘友文による勸諭であったからである。また当初設立された九倉のうち、六倉までもが廢絶したり、運営が行き詰ったりしていることは、在地有力者による社倉設立が多分に官に向けてのポーズとしての側面を持っており、必ずしも在地社会の一員——あるいはその指導者——たる性格から内発的になされたものではないことを物語っている。

私財設立の社倉といえども、その設立は官の側からの働きかけ——勸諭など——を主導として行われており、無媒介に自律的な在地社会維持装置と見做すわけには行かない。勿論、金華県社倉の様に極めて私的・自主的に設立されたものも存在したが、それを南宋社倉の一般的姿態と見ることは行き過ぎであろう。これを敢えて図式化するとすれば、官の側からの勸諭とそれに応える形で行動する資産家・士人、ということになるろう。

(2) 南宋社倉とその社会

社倉制度が自作・自小作農民を救済対象とするものであったことは、早くから指摘され且つ広く承認されている。ここ

まで本稿は南宋社倉の負の側面に焦点を当てて検討を行って来たが、この側面を否定するものではないし、「邑人既にその（社倉の）利を蒙りて、これを歌舞す。」といった言辞もそれ相応の実態を反映したものであろうと考える。この様な既に指摘されて来た論点をも含めて、行論中に浮び上って来た幾つかの問題点——社倉をめぐる不正行為、倉職の社会的出自や行動、社倉の非自治的性格など——をまとめておきたい。

現存史料から存在を確認し得る南宋社倉の半数近くは官の設立に係るものであった。そして地方官は「無駄な経費を節約する（撙節浮費）」^⑧などとして、社倉設立を支援していた。また私財設立のものも、その大半は置廃盛衰を大きく官に依存していた。^⑨

そして社倉が設立されて運営の段階に入ると、その周囲には二種類の人々が見えて来る。地方官の勸諭などに応えて社倉に私財を投じる一群と、倉職にまま見られる様な社倉を自己の収奪・利得の道具立てとする一群である。彼らの殆どは、土居官・士人といった同一階層に属する人々である。この一見無原則な在地有力者たちの行動はどの様に把握・理解されるべきであろうか。

若干論旨から逸脱するかも知れないが、嘗て劉子健氏は鎮江府金壇県の郷居の士大夫劉宰の救荒活動の分析から、いつもまず独力で行なおうとし、自己の財源が涸渇すると別の方法を案出するよりも、まず閉鎖を考えた。……郷紳的士大夫たちは、支配階級に属しているという優越感を持ち、官府や他の機構の束縛を受ける事を嫌った。彼らは一面で剛直であったが一面孤立的でもあった。だから自分から、団体を設立したりそれを改良進展させる関心も能力も持たなかった。^⑩

との見解を得られた。筆者は劉氏のこの所説に全面的に賛同するものではないが、指摘されている南宋時代の郷居の士大夫の自己中心的・孤立的気質には注目したいと思う。社倉の問題と絡めて述べるならば、先述の二種類の人々は各々自己の個人的関心事に強く規定された形で社倉にかかわっていた、とは言えまいか。つまり政治的・社会的名望や経済的・物質的欲望など、各人が如何なる方向に関心を抱くかによって、彼ら在地有力者の行動はいづれの形態にも容易に変転する

ものと見做し得るのである。

ではこの社倉自体を自作・自小作農民の救済という当為の目的に向かわせるものは何であろうか。広徳軍の事例などから見る限り、それは州県官に体现される公権力の規制であると看取し得るが、広徳軍の事例は南宋社倉の実態としてはともかく、政策遂行の次元の問題としては黄震という特異な個性に支えられた事例であり、十全な一般性を具えているとは言えない。従って、史料に即した考察としては如上の方向性を示したところで終わらなければならない。ただ、ここで真徳秀の発言に注目しておきたい。

某これ（社倉をめぐる弊害）を考うるに、諸処の社倉の敗壞の由、蓋しその始め多く士民を勸諭して本を出さしむるに縁るなり。因りて管幹せしむれば、徃徃にして視なして己が物と爲し、官司も亦た一切これに付して、考察を加えず。且つは更替の期無ければ、安んぞ弊を滋んにせざらん。倅にも某の今来置きし所の諸県の社倉百余所、一切官司より本を出し、佐官を選択して、分かちて出納に任ずれば、郷土の主執せる者、その権を独専するを得ず。兼ねて二年に一たび替わらしむ。^⑩

これは直接には潭州社倉に対する彼の認識と処置とを述べたものであるが、広徳軍の事例から導出し、前節で一般化を試みた、社倉をめぐる公権力と在地有力者との関係を——全面的にはではないにせよ——支持してくれているものと言えよう。

既に述べて来たところと若干重複するが、最後に主要論点を確認するとともに、行論中で言及できなかった点に触れておきたい。

今堀氏は『永楽大典』卷七五一〇所引の『番陽志』に見える余干県社倉の事例から、南宋初期の紹興年間には既に「社倉（之規）」と呼ばれる賑貸法が通行しており、それがこの南宋初めての社倉が組織される基礎となった事を指摘しておられる。^⑪例えば森正夫氏が清代社倉の一部を「下からの社倉」と評した様に、この「社倉之規」——あるいはその起源——

を在地の自律的な地域保全の運動と見做すことはある程度は可能であろう。但し、見て来た様にこの種の動きは、史料の上からは、十分には検証されない。むしろ筆者は社会がより十全に機能し、更なる普及を達成するためには、州県官をはじめとする公権力の調整・介入が求められざるを得なかった、という点に注目すべきと考えたのである。

社会を含めて救荒一般についてのより深い理解を得るためには、言う迄もなく救荒政策全般の制度的編成の分析が必要であろう。またその宋代社会に占める位置や具体的効用を見極める過程では、本稿でも若干言及した在地有力者（層）の社会的役割、社会活動に参加するに際しての動機づけについての構造的・歴史的な理解の裏付けが求められよう。いづれも本稿のささやかな問題設定の枠を出る問題であり、まだまだ力の及ばぬところでもあるが、今後の大きな課題としておきたい。

① 付表参照。事例の合計が七二より多くなるのは、官米・私財共弁の場合にそれぞれを一つとして（つまり二つとして）勘定しているためである。

② 『朱文公文集』巻七九、婺州金華県社倉記

淳熙二年、東萊呂伯恭父、自婺州来、訪余於屏山之下、觀於社倉發斂之政、喟然曰、此『周官』委積之法、隋唐義廩之制也。然子之發取之有司。而諸公之賢、不易邇也。吾將婦而屬諸鄉人・士友、相与糾合而經營之、使閭里有賑恤之備、而公家無餉合之費。……
なお、呂祖謙の父（大器）については光緒『金華縣志』巻七へ人物三理学へ、呂朔中の伝を参照。

③ 同前

是時伯恭父之門人潘君叔度、感其事而深有意焉。且念其家自先夫大時、已務賑恤、樂施予、歲捐金帛不勝計矣。而独不及聞於此也。於是慨然白其大人、出家穀五百斛者、為之於金華縣婺女鄉安期里之四十有一都、斂散以時、規画詳備、一都之人賴之。

④ 同前書巻九、勅立社倉榜

当司恭奉聖旨、建立社倉、已行印榜、遍下管内州縣勅諭。尋擬紹興府会稽縣鄉官・新嘉興主簿諸葛修職（名干能）状、乞請官米、置倉給貸、而致政張承務（名宗文）、新台州司戸王迪功（名若水）、衢州龍游縣袁承節（名起予）等、又乞各出本家米穀、置倉給貸。当司契勘、前件官員心存惻隱、惠及鄉閭。出力輸財有足嘉尚。

⑤ 『永樂大典』巻七五一〇所引

長くなるので引かなかったが、この九倉より先に西烏岡市、南米田市の二倉が置かれている。

⑥ 『朱文公文集』巻八〇、邵武軍光沢縣社倉記など参照。

⑦ 『西山先生真文忠公文集』巻一〇、奏置十二縣社倉状など参照。

⑧ 飢饉の年に、在地の上戸が官の要請を受けて私財（穀）を貧窮人戸に放出することを荒政用語で「勅分」と言う。私設社会は一回性のものであるか、ある程度恒常的な効果を期待したものかの違いこそあれ、財穀の流れや出資の動機づけなどの点から、この勅分と同一地平上に

措定し得るのではないだろうか。

- ⑩ 「劉莘小論——南宋一郷紳の軌跡——」（梅原郁氏抄訳『東洋史研究』第三七卷第一号、一九七八年）二二一頁。原文は一九七九年初出、後に劉氏『南宋史研究叢編』（聯誼出版社業公司、一九八七年）に再録。

- ⑪ 『西山先生真文忠公文集』卷一〇、申尚書省乞撥和糴米及回糴馬穀狀
小貼子。……某考之、諸処社會敗壞之由、蓋緣其始多是勸諭士民出

本。因令管幹、往往視為己物。官司亦一切付之、不加考察、且無更替之期、安得不滋弊。俾其今來所置諸縣社倉百余所、一切從官司出本、選掇佐官、分任出納、郷士之主執者、不得獨專其權。兼令二年一替。

- ⑫ 「宋代社倉制批判」（前掲）八頁・三〇頁参照。

- ⑬ 森正夫氏「一八一二〇世紀の江西省農村における社會・義倉についての一検討」（『東洋史研究』第三卷第四号、一九七五年）七六〜八二頁参照。

（名古屋大学大学院文学研究科博士後期課程）

the “unsuitable”, hoping to reduce their obligations to the Government. In any case the social position of the village chief in the village became lower under these situations.

Was the Granary System really ‘Communal’?:
The Reformation by Huang Zheng 黃震
in the Southern Song Dynasty

by

TODA Yuji

It was in the context of the control by the local landed classes, i. e. the autonomous character of rural societies, that the image of Southern Song’s communal granary system (*shecang* 社倉) has been constructed. However, taking the state power into account. I will make a new explanation on this system.

Generally, *shecang* did’nt fulfil its ostensible function, because it became a means of exploiting peasants for its managers. By investigating the reformation by Huang Zheng, a good example can be discovered. The leading part for the reformation was played by local magnates. Thus the *basso ostinato* of Huang’s reformation was reassuring the control by Guangde prefecture 廣德軍 authority. There were many similar cases in the Southern Song dynasty. The foundation, management, and abolition of *shecang* depended almost entirely upon the local mandarin’s intention.

My enquiry concludes that *shecang* must be grasped in the context of the non-autonomous character of Song’s rural societies.